

和歌山市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

令和8年10月1日（最終改訂）

1 目的

ふるさと納税制度により和歌山市（以下「市」または「本市」という。）へ寄附を行っていた方に対し、感謝の意を表するとともに、本市の魅力を発信することを目的として、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈するため、返礼品を取り扱う事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 応募資格

返礼品提供事業者は次の（１）～（７）に掲げる要件をすべて満たすこと。

- （１）各種法令を遵守し、事業を行っていること。
 - （２）提供する返礼品に係る製造所又は販売所が市内に所在すること（単に返礼品の提供による利益の享受を期待して参画するなど、返礼品提供事業者募集の趣旨にそぐわないと判断される者を除く。）。ただし、市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断される場合、及び共通返礼品を提供する場合はこの限りではない。
 - （３）市税、県税及び国税等の滞納がないこと。
 - （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
 - （５）本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。
 - （６）平成31年4月1日付け総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）を正しく理解し、同基準に適合する地場産品を提供できること。
 - （７）本市では、ポータルサイト※のページ作成や寄附受納に係る業務のほか、返礼品の発注・配送管理、代金支払い、問い合わせ対応等について業務委託している。そのため、本市が当該業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）と連携・協力して業務にあたることができ、直接委託事業者と返礼品の提供に関する契約締結が可能であること。
- ※ポータルサイト・・・「ふるさとチョイス」「ふるぽ」「楽天ふるさと納税」「さとふる」「ふるなび」「ぐるなびふるさと納税」「ANAのふるさと納税」「ふるさとらべる」「Amazonふるさと納税」「STAYNAVIふるさと納税」「一休.comふるさと納税」の11サイト
- （「ふるさとチョイス」、「さとふる」または「一休.comふるさと納税」の運営元が指定するパートナーサイトにも掲載）

3 返礼品要件

募集する返礼品は、次の（１）～（１１）に掲げる要件をすべて満たしている物品、又は役務（サービス）とする。

- （１）本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつものであること。
- （２）地場産品基準や、総務省告示に関する総務省通知に適合するものであること。
- （３）公序良俗に反しないものであること。
- （４）自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
- （５）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）
- （６）飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の品質または賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、その場合は返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。
- （７）サービスの提供等の場合は、原則和歌山市内で提供されるものであること。市外で提供される場合は、当該サービスの主要な部分が和歌山市に相当程度関係のあるものであること。
なお、有効期限は、期間限定のものを除き、原則として発行日から１年間以上であること。
- （８）キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者の許諾を得ていること。
- （９）市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- （１０）市が求める場合に、無償により返礼品等のサンプルを提供、又は、サービスについて現場の確認ができること。
- （１１）和歌山市民は本市ふるさと納税返礼品を申し込めないことから、市外在住者により申込が期待できるものであること。

４ 返礼品に対する寄附金額の設定

総務省の基準に基づき、原則、返礼品の価格（市場価格）に２５分の１００を上限とする割合を乗じた額を基本として、本市が決定する。ただし、最低寄附金額については、青果は８，０００円、青果以外の返礼品は５，０００円とする。ただし、返礼品の性質等を勘案し、本市が特に必要と認めるものについては、総務省の基準の範囲内において定める割合を適用することができる。

５ 費用負担

- （１）返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担する。
- （２）寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合に係る費用は返礼品提供事業者の負担とする。
- （３）代替品等による補償交換その他苦情対応に要する経費について本市は一切負担しない。
- （４）運送会社側のトラブル、または発送元の梱包不備等の事情により、発送から配達完了までの間に返礼品が損なわれる事態が生じた場合は、速やかに運送会社との間で再送品の発送手

配を行い、代金は運送会社との取決めにに基づき適切に負担すること。（本市や委託事業者は負担しない。）

6 提出書類

- (1) ふるさとチョイス・ふるぽ・楽天ふるさと納税・さとふる・ふるなび・ANAのふるさと納税・Amazonふるさと納税

ア 提出書類【提出方法】

- (ア) 誓約書兼同意書（様式1）【郵送または持参】
- (イ) 事業者登録申請書（様式2）【電子メール】
- (ウ) 返礼品等の写真【電子メール】

イ 提出先

和歌山市財政課財務班ふるさと納税担当（元気わかやま市応援寄附金係）
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎5階
メールアドレス ouenkifu@city.wakayama.lg.jp

- (2) ぐるなびふるさと納税

和歌山市における食に関する返礼品を専門的に取り扱う。

ア 提出書類【提出方法】

- (ア) 誓約書兼同意書（様式1）【郵送】
- (イ) 事業者登録申請書（様式3）【電子メール】
- (ウ) 返礼品等の写真【電子メール】

イ 提出先

株式会社ぐるなび 食と観光企画部 ふるさと納税事務局
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷三井タワー11階
メールアドレス furusato-prod@gnavi.co.jp

※ 株式会社ぐるなびから「6（1）イ 提出先」へ提出後、和歌山市において審査を行い、株式会社ぐるなびを通じて、申込者へ審査結果を通知するものとする。

- (3) ふるさとtoらべる

和歌山市内に所在する旅館・ホテル業等の宿泊に利用出来るクーポンを専門的に取り扱う。

ア 提出書類【提出方法】

- (ア) 誓約書兼同意書（様式1）【郵送】
- (イ) 事業者登録申請書（様式4）【電子メール】
- (ウ) 返礼品等の写真【電子メール】

イ 提出先

丸紅株式会社
〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-5 白鶴ビルディング2F
電話：0570-022-733
メールアドレス furusatoravel@yrk.co.jp

※ 申請書は丸紅株式会社の委託先である株式会社YRK andを介して「6（1）イ 提出先」へ提出後、和歌山市において審査を行い、丸紅株式会社を通じて、申込者へ審査結果を通知するものとする。

7 スケジュール

（1）募集期間及び審査結果

随時受付により毎月末までに事業者登録の申込があった分について、審査のうえ、原則として翌月末までに審査結果を通知する。

（2）ポータルサイト掲載

事業者登録の決定通知後、委託事業者との契約、「新たに提供を開始する返礼品の申出」に対する自治体の審査（場合によって総務省による確認）及びポータルサイトへの登録作業が整い次第、順次掲載する。

※年末のポータルサイト掲載について

申込については随時受付するが、11月以降に申込された場合は、ポータルサイトへの掲載は原則として翌年1月以降とする。

8 業務内容

- （1）市または委託事業者からの発注情報に基づき、寄附者への返礼品等の発送事務を行うこと。
- （2）返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに市または委託事業者へ報告を行うこと。
- （3）市または委託事業者からの求めに応じて、「ふるさと納税サイト」などで返礼品等を紹介するための説明文や画像データなどを提供すること。
- （4）返礼品が地場産品基準に適合することが明白かつ具体的な情報を、ポータルサイトに掲載すること。

9 個人情報の保護

返礼品の発送に係る寄附者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とする。

10 その他留意事項

- （1）この要領の定めに違反する行為が確認された場合（「誓約書兼同意書（様式1）」における誓約事項を含む。）は、返礼品提供事業者の登録を取り消すことがある。
- （2）返礼品提供事業者は、決定した商品等を変更・辞退する場合は速やかに委託事業者の承認を得ること。
- （3）「2 応募資格」の要件を満たさなくなった場合や登録された返礼品が「3 返礼品要

件」の要件に適合しなくなった場合、また国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、その登録を中止することがある。

- (4) 返礼品提供事業者に対し、毎年3月中旬に返礼品の取扱いに関する意向確認を電子メールで行う場合があるので、回答をすること。
- (5) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市との協議によるものとする。

1 1 問い合わせ先

和歌山市財政課財務班ふるさと納税担当（元気わかやま市応援寄附金係）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎5階

TEL 073-435-1300（直通） FAX 073-435-1259（フロア共通）

メールアドレス ouenkifu@city.wakayama.lg.jp